

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和7年第7回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 諸般の報告をいたします。

今期定例会において、11月26日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第8号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情、陳情第9号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情、陳情第10号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書、陳情第11号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書、陳情第13号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情は、総務福祉常任委員会に、陳情第12号 「小・中学校給食費の無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情は、産業教育常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、5番、椿谷勇次君、6番、

本田佳子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（日時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 本田佳子君登壇〕

○議会運営委員長（本田佳子君） 皆さん、おはようございます。寒い中、どうもお疲れさまでございます。

本定例会についての議会運営委員会を11月26日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、条例の制定1件、条例の一部を改正する条例制定9件、補正予算7件、陳情6件となっており、定例会中の追加予定案件が1件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、12月4日木曜日を初日本会議、終了後、全員協議会、議会運営委員会、第2日、12月5日金曜日は一般質問、終了後、各常任委員会、第3日と第4日は土日のため休会、第5日から第7日の12月8日月曜日から10日水曜日まで事務整理等で休会、第8日、12月11日木曜日を最終日本会議として、会期を8日間とすることを提案いたします。

○議長（日時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月11日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（日時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教

育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第7回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案のほか、会期中に人事案件をご提案したいと考えております。

いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、9月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

初めに、今冬の雪対策、除雪体制についてご報告申し上げます。

去る7月25日に議会、自治会、警察、消防、社会福祉協議会の代表の方に出席いただき、小坂町雪対策連絡協議会を開催し、今冬の活動方針や除雪計画等を説明し、意見交換をいたしました。

今年度も、冬期間における日常生活を安心・安全に過ごしていただくために、自治会内の共助により取り組まれているあんしん除雪支援事業を実施するとともに、町内除雪デーへの協力など、町民に必要とされる施策を引き続き実施してまいります。

道路除雪については、昨年度と同様に、主要な路線を小坂まちづくり株式会社に委託するほか、大地地区においては引き続き自治会で地域内の除雪を実施いたします。

また、冬期生活に支障が生じないように、地域の要望を聞きながら除排雪作業を実施するとともに、町内道路の除雪がスムーズに進むよう、国道及び県道を管理する秋田県との連携をより一層密にし、安全で安心な道路の維持に努めてまいります。

町では、議会や町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き町民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、除排雪作業を実施してまいりますので、今後ともご指導、ご助言をお願い申し上げます。

次に、新町政施行70周年記念式典についてご報告申し上げます。

小坂町は、昭和30年4月に町村合併法により小坂町と七滝村が合併し、人口1万6,500人余の新町として誕生してから、今年で70周年を迎えました。

去る11月2日に交流センター・セパームにおいて記念式典を挙行了したところ、町民、来賓

や関係者など140名余りの方々にお集まりいただきました。記念式典では、各分野で町政の発展に多大な貢献をされました8名、1団体の方々の表彰を行ったほか、小坂中学校の生徒2名が小坂町への思いをつづった記念作文を発表してくれました。引き続き、康楽館を会場に行われた松竹大歌舞伎公演では、中村又五郎さん親子三世代による競演、そして中村種太郎さん、秀之介さん兄弟の奮闘に、会場内は万雷の拍手に包まれました。

また、70周年記念事業として、郷土館では昭和50年代からの歴代ポスターを展示したミニ企画展「小坂七夕祭ポスター展」が7月15日から9月30日まで行われ、期間中は町内外から多くの皆さまにお越しいただきました。

新町政施行から70周年を迎えることができたのも、先輩諸氏のたゆまぬ努力と町民の皆様のおふるさと小坂を思う熱意のたまものであり、これからも町政を発展させる原動力として欠かすことのできないものであります。また、地方分権の進展とともに、町民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことが一層必要とされる時代となっています。

これからも町民の皆様と一体となった町政を遂行し、小坂町の輝かしい未来を築いてまいります。議員各位からも引き続きご指導賜りますことをお願い申し上げまして、ご報告いたします。

次に、ふるさと小坂会第16回総会・親睦会についてのご報告でございます。

11月15日土曜日に、東京都のKKRホテル東京を会場に、首都圏等在住の小坂町出身の方々、小坂町から駆けつけた参加者、そして来賓などを含め総勢約100名による総会及び親睦会が2年ぶりに盛大に開催されました。議会からは熊谷副議長が、町からは私と教育長が出席いたしました。

正午から始まった総会では、会務、決算報告、そして予算案が承認され、役員改選では永楽町出身の倉田正博さんが引き続き会長の任に当たることなどが決定されました。

総会に引き続き親睦会が催され、その冒頭、私からは町の近況として、新町政施行70周年記念式典の開催や、町内の熊状況などについて紹介いたしました。親睦会では、鹿角地域出身の吹奏楽部経験者で結成された鹿角ブラスのミニ公演やお楽しみ抽せん会が行われ、会場は大いに盛り上がりました。

また、会場の一角には小坂まちづくり株式会社による物販コーナーが設けられ、総会開始前からふるさとの味を求める方々で大変盛況でありました。最後には、全員で小坂中学校校歌を斉唱し、盛会のうちに親睦会を終了いたしました。

ふるさと小坂会は町の強力な応援団であり、今後も連携をさらに密にして、よりよいまち

づくりに結びつけてまいりたいと考えておりますので、議員各位からも引き続き指導を賜ることをお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

次に、当日配付の報告でございます。令和7年産米の生産状況についてのご報告でございます。

令和7年産の米生産については、需要に応じた米生産に、生産者自らが取組を行う新たな枠組みとなる生産の目安を参考とする生産計画の8年目に当たります。

最初に、主食用米の生産状況であります。秋田県から示された生産の目安を基に、鹿角地域農業再生協議会において鹿角地域の生産の目安が算定され、その結果、小坂町の主食用米の目安数量は1,254.29t、目安面積換算では238.91ha、目安率は58.31%となり、各農家には目安率に応じた個別の目安となる面積等をお知らせしました。

各農家には、通知した生産の目安を参考に水稻生産実施計画書を提出していただき、農林班で春、夏、秋の転作物等取組状況の現況を確認した結果、町の主食用米の最終取組面積は前年より65.8ha増の251.5haとなりました。町の生産の目安を超えており、昨年からの米不足や米価高騰等が主食用米への転換につながったと考えております。

また、主な転換元である飼料用米が前年より64.9ha減少し、27.6haとなっております。

次に、町で把握している米の集荷状況についてでございますが、10月31日現在で7,093俵の集荷量となっております。農家からの予約申込数量は7,668俵でありましたので、出荷率は92.5%となりました。

また、当町の1等米比率は10月31日現在で96.6%であり、昨年の同時期を上回っております。

なお、鹿角市は97.5%で、東北農政局発表の秋田県産水稻うるち玄米1等米比率は、9月末現在で94.5%となっております。

以上で、町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 千葉綾悦君登壇〕

○教育長（千葉綾悦君） おはようございます。

教育行政について、ご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校、中学校児童生徒の活躍についてご報告いたします。

8月23日には、鹿角中学校総合体育大会駅伝競走大会が鹿角市総合競技場で開催され、女子が2位となり、澤口美晃さんが女子5区で区間賞を獲得しました。

9月6日には、鹿角小学校秋季陸上競技大会が鹿角市総合競技場で開催され、金丸凄也さんが5年男子1,000メートルで1位、兎澤希羽さんが5年女子100メートルで2位、川口玄真さんが男子共通走り幅跳びで1位となりました。

同じく9月6日に、鹿角中学校秋季総合体育大会が鹿角市、小坂町で開催され、陸上競技では、成田羽汰さんが男子1年1,500メートルで3位、宮舘滯さんが男子共通110メートル障害で1位、共通男子砲丸投げで1位、木村龍玖さんが共通男子砲丸投げで2位、和田七海さんが共通女子800メートルで3位、共通女子砲丸投げで2位、永田珠梨さんが2年女子1,500メートルで2位、成田芽生さんが2年女子1,500メートルで3位のほか、共通女子400メートルリレーで小坂中が3位となるなど、参加選手一人一人が練習の成果を発揮しました。

バスケットボールでは、男子が十和田中との合同チームで準優勝、女子が3位となりました。

野球では、八幡平、尾去沢との3校合同チームで準優勝となり、代表決定戦で勝ち抜き、大館ニプロハチ公ドームで開催された第71回北鹿中学校新人野球大会に出場しました。

また、9月20日、21日には、全県中学校秋季陸上競技大会が大館市長根山陸上競技場で開催され、宮舘滯さんが男子共通110メートル障害で6位となりました。

吹奏楽部の活躍もありました。2025日本管楽合奏コンテスト予備審査会にて全国大会の出場団体に選出され、11月1日に東京都・文京シビックホールで開催された全国大会に出場し、優秀賞及びフォトライフ賞を受賞しました。これまでの生徒の根気強い努力による成果であり、一人一人の演奏技術がさらに向上している結果と考えております。

児童生徒の活躍は、小中一貫校として、小学校での学びが中学校へとつながり切磋琢磨している姿であり、日々の練習における学校、保護者をはじめ、地域の指導者や関係団体の皆様のご理解、ご指導のたまものと思っております。

今後とも、児童生徒が伸びやかに成長していけるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、まなびピア2025についてご報告申し上げます。

まなびピアは、町民の皆様の生涯学習活動の交流と発表の機会を持ち、より効果的な推進を図ることを目的に「生涯学習のつどい」として平成2年度から実施し、以降、毎年度開催しております。

本年度は10月4日、5日の2日間にわたって開催され、作品、活動展示には一般町民、団体の作品のほか、町内保育所や小坂小学校、小坂中学校の作品などの出展がありました。

また、今年はコーラスの発表や体験コーナーのほか、飲食コーナーなどの食事部門の実施に加え川上大太鼓の披露もあり、来場者は1,016名と例年を上回る多くの方に足を運んでいただきました。

初日は小学校体育館で学習発表会、2日目はセパームアリーナで坂中祭と合唱コンクールが同時開催され、まなびピアにもたくさんの保護者の方が訪れてくださいました。

両校のステージ発表では、ふるさと小坂についての発表や、合唱、劇、ダンス、英語暗唱、弁論発表など、小中一貫教育校としてのふるさとキャリア教育の成果が見られ、観客から多くの拍手をいただいていたました。

教育委員会では、今後とも生涯学習に関する事業をより一層充実させ、地域と学校との連携により、まなびピアが幅広い世代の発表の場、多くの町民が集う世代間交流の場として発展できるよう努めてまいります。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第75号 小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第75号 小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、公職選挙法施行令が改正され、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とい

たします。

○議長（目時重雄君） これより議案第75号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号～議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第76号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第77号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第78号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定については、関連がありますので、一括で議題といたします。

議案の朗読及び提案理由については一括で行い、その後の質疑、討論、採決については、各議案ごとに行います。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第76号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第77号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第78号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第76号の一般職の職員の給与条例の一部改正についてであります。

職員給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考に給与条例の改定を行ってきております。本年度も、人事院が8月7日に国家公務員の給与改定についての勧告を行いました。また、秋田県人事委員会においても、10月8日に県職員の給与改定についての勧告を行い、秋田県ではその勧告に従った条例改正案を11月25日の秋田県議会に提出しました。

本議案で提案いたします改正内容でございますが、給料及び期末・勤勉手当等の引上げについて、秋田県人事委員会の勧告及び秋田県の措置に準拠したものであります。

給料月額、県内民間との格差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、これに基づき改める給料表は、今年4月1日から適用されるものでございます。

期末・勤勉手当については、一般職員・再任用職員ともに、年間支給月数を0.05月引き上げることとし、これまでの一般職員の年間支給月数を4.6月から4.65月に、再任用職員は2.4月から2.45月に改めるものであります。

議案第77号の特別職の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、秋田県の例を参考に、職員に準じて支給月数を定めてきたことから、期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、現行3.4月を3.45月とする規定に改めるものであります。

支給月数は、令和7年度においては、現行の12月支給分を0.05月引き上げ1.75月に、令和8年度以降においては、現行の6月及び12月支給分をそれぞれ0.025月引き上げ1.725月とするものでございます。

適用・施行期日については、一般職と同様であります。

議案第78号の議会議員の報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

議員の期末手当につきましては、常勤の特別職と同様に、期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げて支給する規定に改め、各支払期での支給月数及び適用・施行期日も常勤の特別職

と同様であります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（日時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、議案審議の参考2、3ページに今回の改正の概要を掲載しております。4ページから16ページまでには、改正に係る新旧対照表を掲載しております。

概要資料で今回の改正の内容を説明してまいりますので、2、3ページをご覧ください。

今回の主な改正は、国の人事院及び秋田県人事委員会の勧告に準拠し行うものでございます。

議案第76号の小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、令和7年度の給与改定の見直しを規定しています。

(1)の改正条例第1条の①は、行政職給料表及び医療職給料表の改正です。

民間給与との格差の解消を図るために、若年層に重点を置きつつ、全年齢層での引上げをしております。令和7年4月1日に遡及して適用いたします。

②は、期末・勤勉手当の年間支給月数の変更です。

これも民間支給状況との均衡を図るため、一般職員は年間4.60月の現行支給月数を0.05月引き上げ4.65月とするもので、引上げ分は期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.025月分ずつを充てます。令和7年度は、既に6月期分を支給済みですので、引上げ分は全て12月期支給分に上乗せをいたします。

再任用職員も、0.05月の引上げで2.45月とし、期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.025月分ずつを充てます。

12月期分に上乗せして支給するため、令和7年12月1日の適用といたします。

そのほかの手当では、通勤手当と宿日直手当の見直しを行っております。

通勤手当は、上限額を38,700円と規定し、区分ごとの額は規則で定めることに改めております。

宿日直手当は、通常の宿日直勤務を4,700円に、退庁時から引き続く場合の勤務を7,050円に改めています。

(2)の改正条例第2条の①は、期末・勤勉手当の年間支給月数の変更についてです。

令和8年度以降の支給月数について、一般職員の期末・勤勉手当の6月期及び12月期の支

給割合を変更し、それぞれ期末・勤勉手当を合わせて2.325月ずつといたします。

再任用職員についても同様に、1.225月ずつに変更し、令和8年4月1日からの施行といたします。

2の議案第77号では、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数の改正に伴い、町長、副町長、教育長の特別職の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、3.45月に改正しています。

3の議案第78号では、小坂町議会議員の期末手当の年間支給月数を特別職と同様の内容で改正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより議案第76号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第78号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第79号 小坂町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第79号 小坂町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことから、改正に伴う所要の条文整理を行うものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第80号 小坂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 千葉綾悦君登壇〕

○教育長（千葉綾悦君） 議案第80号 小坂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、ゼロ歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とした新たな通園制度、通称「こども誰でも通園制度」の創設により、令和8年度から乳児等通園支援事業が本格実施されることに伴い、当町において同事業を実施する場合の施設基準や人員基準を定める条例を制定するものであります。

条例で定めるこれらの基準は、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に準拠した内容となっております。

なお、通称「こども誰でも通園制度」は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、様々な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に……

〔「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○議長（目時重雄君） 再開します。

ただいまの議案について、町長から説明いたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） ただいまの説明につきまして不手際がございまして、大変申し訳ござ

いません。改めて私から説明させていただきます。

議案第80号 小坂町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、ゼロ歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とした新たな通園制度、通称「こども誰でも通園制度」の創設により、令和8年度から乳児等通園支援事業が本格実施されることに伴い、当町において同事業を実施する場合の施設基準や人員基準を定める条例を制定するものであります。

条例に定めるこれらの基準は、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に準拠した内容となっております。

なお、通称「こども誰でも通園制度」は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、様々な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付制度でございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第80号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第81号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第81号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町康楽館使用料徴収条例の別表のうち、入館料と共通入館料に係る表に備考を追加するものであります。

入館料及び共通入館料につきましては、本条例でこれらの上限額を設定し、小坂まちづくり株式会社がその範囲内で入館料等を徴収しております。備考欄では、繁忙期及び土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日について、100分の120を乗じた額にすることを追加するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第81号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、議案の取下げについて

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第82号 小坂鉦山事務所使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第82号 小坂鉦山事務所使用料徴収条例の一部を改正する条例制

定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂鉱山事務所使用料徴収条例の別表のうち、入館料と共通入館料及びガイド付入館料、使用料に係る料金を改定するものであります。

入館料と共通入館料及び使用料につきましては、本条例でこれらの上限額を設定し、小坂まちづくり株式会社はその範囲内で入館料等を徴収しております。

今回の改定は、電気料金や燃料費、人件費のほか様々な物価が高騰しており、今後も運営コストの上昇が見込まれることから、現在の使用料上限の見直しを図るものであります。また、併せて入館料と共通入館料の備考欄で、繁忙期及び土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日について、100分の120を乗じた額にすることを追加するものであります。ガイド付入館料では、1人当たり200円としていたものを、1ガイドにつき3,000円に改めるものであります。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 小坂町鉱山事務所使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案審議の参考21ページの新旧対照表をお開きください。

町が指定管理者へ委託して運営している小坂鉱山事務所では、入館料の上限を定め、その範囲内で指定管理者が料金を設定しております。近年、電気料金、消費物価、人件費の高騰により運営コストが増加しており、今後も上昇が見込まれることから、施設運営の持続性確保のため、条例上の料金上限額を見直す必要が生じておりました。

今回の改正案は、今後の物価高騰を見込んだ料金設定、類似する観光施設の料金動向、消費者物価指数の動向などを踏まえ、上限額だけを見直すものです。実際の料金改定は、上限改定後に指定管理者と協議の上、決定され、直ちに新料金となるものではございません。

また、繁忙期の料金設定について備考欄に記載をいたします。職員を増員配置するなど、繁忙期特有の追加コストを反映させたもので、ほかの観光地と比較しても一般的な範囲となっております。

また、ガイド付入館料は、今まで1人当たりの単価設定としておりましたが、おおむね20人までのグループガイドという料金設定に変更するものです。

今回の提案は、観光施設としての価値を維持しつつ、持続可能な施設運営を図るために、

早期に上限額を改定しておくことが必要であるという考えによるものでございます。

以上、簡単ではありますが、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番。

○5番（椿谷勇次君） 5番です。

今回、1.5倍ぐらいの値上げになって、結構な割合かと思えます。質問は2点ありまして、1つが、これにより年間どれぐらいの収益、チケット増収を見込んでいるかという点と、2点目は、それによって指定管理料がどのように影響してくるのかという、現時点での考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 具体的な収支の設定までは算定はしておりませんが、実際、20%程度の電気料金の値上がりでありましたり、消費者物価指数が1.1倍程度になっておりますので、今後5年、10年先を見据えた上で設定しております。

なお、先ほど申しましたが、上限額を改定しましても、すぐ改定するものではございませんので、その時々に応じて協議しながら改定していきたいと考えています。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（椿谷勇次君） 5番です。

こちらは、そうですね、値上げはぜひしてよいと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

7番。

○7番（木村則彦君） すみません、1つ確認ですけれども、この繁忙期のところでの、繁忙期以外のところが土曜日と祝日となっております。日曜日というのは特にどこにも書いていないのですが、日曜日は1.2倍にはならないということですか。そこを確認します。

○議長（目時重雄君） 休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

○議長（目時重雄君） 再開します。

副町長。

○副町長（後藤富美夫君） 現状の備考の追加では日曜日が入っておりませんでしたので、最終日、または次回の議会のために別に提案していきたいと思いますので、それではよろしくお願いいたします。

〔「休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時10分

○議長（目時重雄君） それでは再開します。

今、副町長が説明されたとおり、その方向でよろしいですか。

7番、木村議員。

○7番（木村則彦君） 今回の副町長の話だと、取り下げても別に同じことという気もしますけれども、明日の常任委員会ではやらないということで、執行部でもう1回、取りあえず審議してもらいたい。

〔発言する者あり〕

○議長（目時重雄君） 大変すみません。今の議案について、一旦休憩して、執行部から協議していただいて、そして再開します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時15分

○議長（目時重雄君） 会議を再開します。

ただいまの議案については、副町長から答弁します。

○副町長（後藤富美夫君） 大変申し訳ございません。まずは、今回の条例改正につきまして、執行部におきまして、提出に当たり内部のチェックに不備があったこと、大変申し訳ござい

ません。おわび申し上げます。

先ほど、様々、休憩中に申し上げましたが、執行部といたしましては、今回の3条例につきましては、一旦取下げさせていただきたいと思えます。その上で、最終日というご提案もございましたが、最終日に委員会付託をするいとまもございませんので、しっかりもう一度、条例の内容でございますとか、そういったものを内部で確認いたしまして、次の議会の中でもう一度提案させていただきます。

4月1日施行というのも、そうしますと仮に3月議会に提案になりますと、施行日までいとまもございませんので、そういったところも踏まえて、もう一度再検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 木村議員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） それでは、ただいまの副町長の答弁を踏まえて、再度説明していただくようお願い申し上げます。

◎議案第81号～議案第83号の取下げについて

○議長（目時重雄君） 次に、日程第12、議案第83号……

〔発言する者あり〕

○議長（目時重雄君） すみません、度々。

再休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議長（目時重雄君） 再開します。

ただいま審議されておりましたケースでありますけれども、議案第81号、82号、83号については、今回の議会については取下げといたしますので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 取下げということで、執行部もよろしいですね。ではよろしくお願ひ
します。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第84号 小坂町中小企業従業員退職金等共済条例の一
部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第84号 小坂町中小企業従業員退職金等共済条例の一部を改正す
る条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町中小企業従業員退職金等共済条例の退職一時金支給算定方法を、経過
措置として附則で規定していたものを本則に明記するものであります。

また、平成28年4月1日施行の行政不服審査法の改正により、従来の審査請求期間が延長
されたため、法令に合わせ60日から90日に修正するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げま
して、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第85号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第85号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、民間事業者等に対する生活バス路線維持費補助金、障害者支援給付に係る扶助費や児童運営費に係る委託料などを追加したほか、必要経費の調整額を補正しております。また、給与改定などに伴う人件費の調整を行っております。

歳入では、事務事業に関連する国県支出金等の特定財源を調整したほか、一般財源として地方交付税を措置しております。その結果、歳入に剰余が生じ、公共施設等総合管理基金に5,000万円の積立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,713万8,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を49億5,524万7,000円にするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細について、いつもどおり歳出から説明してまいり

ますので、10ページをお開き願います。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明してまいります。

1款1項1目議会費は、議員期末手当と職員の人勸に係る給与改定分として66万2,000円を増額しています。

この後の各項目においても、職員の異動及び給与改定により職員人件費などを調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、10節光熱水費は、本庁舎の電気料に不足が見込まれることから、100万円を追加計上しています。

5目企画費、18節生活バス路線運行費等補助金3,259万3,000円は、民間事業者が運行するバス路線の赤字の一部を補助するもので、その内訳は、大館小坂線分が842万3,000円、花輪小坂線分が2,064万円、上向七滝線分が353万円となっています。前年度との比較では、全体で271万8,000円の増となっており、運賃収入の減少や路線再編による便数の減などの影響が大きな要因となっております。

財源内訳欄の国県支出金114万6,000円は、地域内フィーダー系統確保維持費県補助金、その他の15万円は高速バス待合所の雪害に係る災害共済金の収入です。

6目電子計算費、12節業務委託料560万6,000円は、基幹系システムにおける生体認証登録者の増加による二要素認証装置のライセンス追加に係る経費です。

17節庁用器具費81万円は、電子決裁システム導入に係る電子決裁用端末の購入経費です。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、制度改正に伴う軽自動車システム及び介護保険システムの改修費用分として217万8,000円を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、デジタル基盤改革支援国庫補助金の地方公共団体システム標準化・共通化事業分の3,349万1,000円と、介護保険事業費国庫補助金の介護報酬改定等に伴うシステム改修分77万7,000円、疾病予防対策事業費等国庫補助金のがん検診推進事業7万3,000円と、マイナンバー情報連携体制事業の7万3,000円です。

7目基金費は、収支予算調整により発生する剰余について、公共施設等総合管理基金に5,000万円を積み立てることにしたものです。今年度中に2億540万6,000円を取り崩し、今回の補正で5,000万円を積み直しすると、今年度末の残高見込みは2億5,829万6,000円となります。

9目物価高騰対応重点支援給付金給付費は、定額減税不足額給付事業の終了による精算の減額です。303人に対し1,095万円を給付し、10月末で事業を終了しております。

財源内訳欄の国県支出金の331万9,000円のマイナスは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

4項選挙費、3目秋田県知事選挙費、12ページにいきまして、4目町長選挙費は精算による減額です。

秋田県知事選挙費の財源内訳欄、国県支出金58万5,000円の減額は、秋田県知事選挙費県委託金分です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金の27万2,000円は、国保特会の人件費調整分です。

4目医療給付費、19節乳幼児・小学生医療扶助費は、給付額増加により不足が見込まれることから265万2,000円を追加計上しています。

財源内訳欄の国県支出金145万8,000円は、乳幼児・小学生分の福祉医療費県補助金です。

5目障害者福祉費、19節障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費は、給付額増加により見込まれる不足分を、それぞれ300万円と240万円を追加計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、障害者自立支援給付費等国庫負担金150万円と介護・訓練等給付費等県負担金75万円、障害児入所給付費等国庫負担金120万円と児童措置保護費県負担金の60万円です。

7目介護保険費、27節繰出金の58万4,000円の減額は、介護保険特会の人件費調整分です。

8目交通安全・防犯対策費、10節修繕料の30万円は、防犯灯修繕に係る不足見込み分です。

2項児童福祉費、2目児童運営費、12節児童運営費委託料は、町外保育所への途中入所児増加及び公定価格の改定により1,093万4,000円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金は、子どものための教育・保育給付費保育委託分負担金の国庫分が350万9,000円と県分の132万2,000円です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、14ページに移ってください。

18節の鹿角広域行政組合衛生費負担金は、令和6年度決算確定に伴う繰越金の計上及び人件費の調整等により1,023万2,000円の減額です。

22節国庫支出金返還金1万5,000円は、子ども子育て支援交付金の過年度分の返還金です。

2目環境衛生費、18節秋田十和田湖を美しくする会補助金は、熊の出没により事業を中止したことにより7万2,000円を減額しています。

合併処理浄化槽設置費補助金は、今年度事業の実績確定による精算で259万5,000円の減

額です。

財源内訳欄の国庫支出金は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の国庫分44万6,000円と県分44万6,000円の減額です。

4目予防費及び5目母子保健指導費の22節国庫支出金返還金は、緊急風疹抗体検査事業等過年度分返還金の5万4,000円と乳幼児健診分返還金の9,000円です。

4目予防費の財源内訳欄、その他の6万6,000円は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金分です。

6目健康増進事業費は、若年女性のためのがん検診受診促進事業費県補助金8,000円と、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業分6万8,000円を収入したことによる財源区分の変更です。

3項1目診療所費、27節繰出金92万円は、歯科診療所特会の人件費調整分です。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、熊対策費として10節消耗品費に出没注意喚起看板や熊スプレー等の購入費用分として60万6,000円、17節庁用器具費は防護用シールドなどの購入費として15万4,000円を計上しています。

7款1項商工費、2目商工振興費、18節創業支援補助金は、1件の申請相談を受付しており不足が見込まれるため、100万円を追加で計上しています。

3目観光費、10節光熱水費68万円は、観光施設の電気料不足見込み分です。

14節施設補修工事費の96万7,000円の減は、孫左衛門屋根塗装工事終了による精算の減額です。

財源内訳欄、その他の同額の減額は、公共施設等総合管理基金繰入金分です。

9目十和田湖観光振興センター費、10節光熱水費は、電気料の不足が見込まれることから100万円を追加計上しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の財源内訳欄、その他の200万円の減額は、住宅使用料を5項住宅費へ充当するための財源区分の変更です。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、10節修繕料は、道路補修に不足が見込まれる分として100万円を追加計上しています。

16ページに移ります。

5項住宅費、1目住宅管理費、10節修繕料は、退去件数の増加により不足が見込まれる分として200万円を追加計上しています。

財源内訳欄、その他の200万円は、住宅使用料です。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金は、人勸の反映による人件費増や消防活動費の調整などにより677万7,000円を措置しています。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費、19節子ども子育て支援事業施設型給付費は、町外幼稚園の途中入所児増加及び公定価格の改定により20万4,000円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金は、子どものための教育・保育給付費施設型給付費負担金の国庫分7万6,000円と県分が3万8,000円、施設型給付費地方単独費用県補助金が2万5,000円です。

3項中学校費、1目学校管理費、14節施設補修工事費の286万円の減額は、外壁補修工事の終了による精算減額です。

4項社会教育費、3目芸術文化振興費、18節小坂七夕祭補助金の168万6,000円の減額は、事業終了により精算減額しています。

財源内訳欄、その他の161万3,000円の減は、未来創生基金繰入金分です。

6目図書館費は、雪による軒折れ補修に係る災害共済金101万5,000円を収入したことによる財源区分の変更です。

18ページに移ります。

12款1項公債費、2目利子、22節長期債利子償還金は、金利上昇により不足が見込まれることから193万9,000円を追加計上しております。

続いて、歳入で措置した一般財源について説明しますので、7ページをお願いします。

これまで説明しました歳出歳入の補正予算において、一般財源については、不足する分を10款地方交付税の普通交付税8,646万円、9ページの17款一般寄附金70万9,000円を措置して収支の調整を図っております。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第85号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第86号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第86号 令和7年度小坂町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第86号 令和7年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも74万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,238万6,000円にするものでございます。

歳出予算の主な内容は、一般被保険者後期高齢者支援金に54万7,000円、職員人件費に27万2,000円を増額、一般被保険者医療給付費で74万5,000円、介護納付金で60万6,000円、会計年度任用職員人件費で21万4,000円の減額をするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金を554万9,000円、一般会計繰入金27万2,000円をそれぞれ増額、普通交付金を656万7,000円減額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第86号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第87号 令和7年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第87号 令和7年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも130万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,277万5,000円にするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を66万円、保険料還付金を64万3,000円増額し、歳入につきましては、前年度繰越金を66万円、保険料還付金を64万3,000円増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第87号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第88号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第88号 令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第88号 令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定においては、既決予算額から歳入歳出とも195万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億3,645万4,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目一般管理費において、給与改定に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の調整として195万4,000円を減額するものでございます。

歳入補正の内容は、3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰入金において、それぞれ人件費の減額に対する充当分として、歳出補正と同額を減額し調整するものでございます。

次に、介護サービス事業勘定においては、既決予算額から歳入歳出とも29万円減額し、歳入歳出予算の総額を377万2,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目会計年度任用職員人件費の調整分として29万円を減額するものでございます。

歳入補正の内容は、歳出減額に伴い、2款繰入金において歳出補正と同額を減額し調整するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第88号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第89号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第89号 令和7年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第89号 令和7年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも92万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,318万9,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、給与改定に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の調整分として54万7,000円を増額するものであります。

歳入補正の内容は、3款一般会計繰入金において、人件費の追加に対する充当分として、歳出補正と同額を追加し調整するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、

提案理由の説明といたします。

- 議長（目時重雄君） 議案第89号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。
-

◎議案第90号の上程、説明

- 議長（目時重雄君） 日程第19、議案第90号 令和7年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

- 議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

- 町長（細越 満君） 議案第90号 令和7年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算案は、既決予算額に歳入歳出とも135万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を399万6,000円にするものでございます。

歳入は、令和6年度本会計決算において生じた歳入歳出差引額135万4,000円を全額予算化するため、2款1項1目繰越金に135万3,000円を措置したものでございます。

歳出は、小坂財産区特別会計の健全な財政運営を図ることを目的とした小坂財産区財政調整基金に、今回、歳入で措置した繰越金相当額を積み立てるものでございます。

この積立てにより、本基金の年度末残高は2,449万1,000円となる見込みでございます。

誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（目時重雄君） 議案第90号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。
-

◎議案第91号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第91号 令和7年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 皆さんにお諮りします。

昼食時間に入りました。この後、町長の提案理由の説明で本議会の提案は全部終わりますが、このまま続行してもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） そうしますと、このまま続行させていただきまして、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第91号 令和7年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の既決額2億4,031万7,000円に153万6,000円を追加し2億4,185万3,000円に、資本的収入及び支出において、収入の既決額3,041万5,000円に95万1,000円を追加し3,136万6,000円に、支出の既決額1億7,817万4,000円に99万2,000円を追加し1億7,916万6,000円に、たな卸資産購入限度額の既決額718万3,000円に210万5,000円を追加し928万8,000円にしようとするものでございます。

その内容は、収益的支出では、砂子沢浄水場の膜ろ過装置薬品洗浄分として1款1項1目原水及び浄水費を264万円増額し、人事異動に伴う人件費の調整として3目総係費を110万4,000円減額しております。

また、休平地区配水管布設替補償工事に係る管路変更に伴い、資本的収入の2款2項1目工事負担金を95万1,000円増額し、資本的支出の2款1項1目配水施設改良費を99万2,000円増額しております。

第3条のたな卸資産購入限度額においては、メーター購入費に係る限度額を210万5,000円増額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第91号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は12月5日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。午後1時から、この場で全員協議会を開催いたしますので、ご協力をよろしくお願ひします。

散会 午後 零時06分